

議案第 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年2月26日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年2月26日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- 1 財産の種類 パーソナルコンピュータ（71台及び周辺機器一式）
- 2 納入場所 三朝町立東小学校他町内町立小・中学校
- 3 契約の相手方 倉吉市広栄町941番地5
株式会社 衣笠商会
代表取締役 衣笠 一彦
- 4 契約金額 19,379,220円
- 5 納入期限 平成14年3月15日
- 6 契約締結の方法 指名競争入札